平成２８年第３回定例会文教福祉委員会会議録

平成28年９月16日
13時30分～15時24分
第１委員会室

出席者氏名

糸賀	淳	委員長	札野	章俊	副委員長
伊藤	悦子	委　員	久米原孝子		委　員
油原	信義	委　員	後藤	敦志	委　員
杉野	五郎	委　員	大野誠一郎		委　員

執行部説明者

教育長	平塚　和宏	健康福祉部長	龍崎　　隆
教育部長	荒井久仁夫	保険年金課長	吉田　宜浩
健康増進課長	宮田　研二	社会福祉課長	渡邊　正一
こども課長	服部　一郎	高齢福祉課長	本谷　壽一
教育総務課長	足立　　裕	生涯学習課長	黒田智恵子
スポーツ推進課長	北澤　昌雄	指導課長	小貫　孝浩
学校給食センター所長	大和田英嗣	教育センター所長	辻井　浩一
教育総務課長補佐	重田正光（書記）		

事　務　局

次長	松本　博実	副主幹	吉永　健男

議　　題

議案第２号　龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第４号　龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例について
議案第５号　龍ケ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
議案第６号　龍ケ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第７号　龍ケ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第８号　龍ケ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第18号　平成２８年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第２号）の所管事項
議案第19号　平成２８年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第22号　平成２８年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第23号　平成２８年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

糸賀委員長
　みなさんこんにちは。委員の皆様に申し上げます。本日，傍聴の申し出がありますので，これを許可いたします。
　ここで傍聴者の方に申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。
　それではただいまより文教福祉委員会を開会いたします。本日，ご審議をいただきます案件は，今期定例会において当委員会に付託されました議案第２号，議案第４号，議案第５号，議案第６号，議案第７号，議案第８号，議案第18号の所管事項，議案第19号，議案第22号，議案第23号の10案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが，会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。
　それでは議案の審査に入ります。議案第２号，龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。荒井教育部長。

荒井教育部長
　それでは議案第２号の龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例案につきましては平成19年のラグビーワールドカップ，2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え，当市におきまして国際スポーツ大会の事前キャンプ等の招致の推進を図るため，国際スポーツ大会キャンプ等招致アドバイザーを配置するものでございます。身分は非常勤の特別職です。アドバイザーの人数はおおむね10人としております。この条例案の提出に先立ちまして，教育委員会の方では龍ケ崎市国際スポーツ大会キャンプ等承知アドバイザー設置要綱を整備しております。それに基づいて説明をさせていただいております。任用予定者でございますけども，流通経済大学のラグビー，陸上，柔道などの関係者を予定しております。
ラグビーにつきましては４人，陸上につきましては２人，柔道競技については１人ということで予定をしております。職務につきましては事前キャンプ等の招致活動に関する助言を行うこと。同じく事前キャンプ等にかかわる情報収集及び情報交換に関すること。事前キャンプ等の招致に係るＰＲ活動に関することとしております。任期は１年以内ということで規定をしております。また，再任を妨げないとしており，この任用につきましては当面は一つの目安として先ほど申し上げましたラグビーワールドカップ，そして東京オリンピック・パラリンピックまでを考えてございます。報酬につきましては年額で３万円としております。任用期間が今年度につきましては１年未満となります。この場合は月割りでの報酬の支払いということになります。９月補正予算の方で計上している報酬額は１人当たり３万円の７人で６月分ということで10万5000円を計上しているところでございます。以上でございます。

糸賀委員長
　執行部から説明が終わりましたが質疑等はありませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　ないようですので採決いたします。
　議案第２号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第４号，龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例について及び議案第５号龍ケ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についての２案件については北文間小学校と龍ケ崎西小学校統合するため，所要の改正が行われるものであります。関連しておりますので一括して説明を受け，審査を行い，採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは執行部から説明願います。荒井教育部長。

荒井教育部長
それではまずはじめに議案第４号，龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。平成29年４月１日に北文間小学校と龍ケ崎西小学校が統合し，平成29年３月31日をもって，北文間小学校の閉校が予定されていることからこの条例を改正するものでございます。本日，資料として配付させていただいております。龍ケ崎市立北文間小学校，龍ケ崎西小学校統合準備会だよりにも掲載されておりますが，これは先月８月発行したものでございます。これまでの経過，経緯を記載させていただいていただいております。また，統合準備会で行う案件，事案等についてもあわせて掲載をさせていただいております。また，これまで行われてきました統合準備会の内容についても，写真を交えて説明をさせていただいております。また，子どもたちの交流を６月に行っておりますが，その交流の模様も記載させていただいております。これまで準備会のほうは順調に行われてきております。スクールバスとＰＴＡ組織に関する話し合いもまだ継続中ですが順調に行われております。今後も情報の共有を行いながら，合意，形成も図りながら，統合に向けた準備を丁寧に進めて参りたいと考えております。以上です。

糸賀委員長
執行部からの説明は終わりましたが質疑等はございませんか。伊藤委員。

伊藤委員
以前に北文間小学校の統合の話し合いのことも報告されてたと思うんですね。その中では皆さん合意できてるみたいな感じを受けました。それで西小学校の受け入れ側の人たちの感想もわかれば聞いてみたいなと思うんですけども，児童同士の交流も進められてるっていうことなんで，特に問題があるっていうふうに思いませんが，受け入れの人たちもなかなか大変なんじゃないかなって思うところもありますので。

糸賀委員長
足立教育総務課長。

足立教育総務課長
もちろん今年度に入って交流事業は６月に実施して，これから今年度２回実施しようと思っております。児童間につきましては交流事業として良好に進捗しております。また，保護者間のお話なんですが，統合のお話と同時に前年度に西小学校の体育館をお借りしまして西小学校にもこういうお話が進んでる，統合ということでお話しました。そうしましたところ保護者全体を対象にした説明会だったんですが，うれしいことに拍手をもって，暖かく迎えていこうということで，それで気持ちがわかりました。そういうような形で西小学校も順調に進んでおります。

糸賀委員長
ほかにございませんか。大野委員。

大野委員
　ただいまの説明で統合に向けてつつがなく順調に進んでいるというふうな説明ですが，それは間違いないと思うんですがそれを一応確認いたしますということと先ほどの説明の中でスクールバスとＰＴＡの組織の件について話し合われているということですが，何か問題等はあるのかどうかそれをお伺いしたいと思います。

糸賀委員長
　足立教育総務課長。

足立教育総務課長
　順調にと申し上げましたもちろんこちらだけの都合で感じで保護者の方々はいろいろな思いがあったかと思うんですが，アンケートまたは直接会ってお話して，いろいろなご心配はあったと思うんですが，来年の統合に向けて反対というご意見はいただきませんでした。直接会ってお話，メール，お手紙，そういうことはありませんでした。ただ，戸惑いというものはありました。また，詳しく，これまでの経緯を聞いてなかったっていう保護者の方も数名いらっしゃいましたが，反対という意見はなかったというふうに認識しております。スクールバスにつきましてはお話すればするほど，自分の玄関の近くに家の近くに少しでもというようなお話し合いがあって，ただ，近くすれば近くするほどスクールバスに乗ってる時間がなくなってしまうというような保護者間の間でもジレンマがありまして，どの辺に停留所をして，どの辺の安全性が保たれればスクールバスとしてふさわしいかというのを今でも，保護者の間の準備会以外でもスクールバス検討委員会みたいなもので細かく話し合ってる途中でございます。ＰＴＡの組織につきましてはまだ準備会の中で，ＰＴＡの規約も会則も違いますのでＰＴＡの会則，規約，これからどういう組織していこうかというような話し合いも準備会の中で独自に行っております。部会というものは設けてはないんですが準備会の中で，それも議題として引き続き話し合っていきたいと思っています。

糸賀委員長
　平塚教育長。

平塚教育長
　教育委員会のかかわるスクールバスとＰＴＡの仕組み，そういった連携が順調にいってると思うんですがもう一つ残るのが教育内容の整理という部分で，龍ケ崎西小学校は開校以来伝統的にみのり集会という非常に大きな行事がございます。そして北文間小学校は飯塚古登さんのお墓参りを伝統的にやっている。そして暗唱チャレンジという非常に特徴のある教育活動，この教育活動の中身の部分の整備というのが，今後，学校間の中で非常に大きな問題であろうかなと。主役は子どもでございますので，子どもたちが違和感なく新しい学校で生活できるようにということで，各学校の管理職を含めた連携，調整をするようにという指示をしているところです。以上です。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　別にないようですので採決いたします。
　議案第４号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　荒井教育部長。

荒井教育部長
　一括での説明だったんですが５号の方が抜けてしまいました。それでは説明させていただきます。
　議案第５号，龍ケ崎市放課後児童健全育成事業を実施条例の一部を改正する条例についてです。これは北文間小学校と龍ケ崎西小学校の統合に伴い，北文間小学校の児童は平成29年４月１日以降，龍ケ崎西小学校の保育ルームを利用することとなるため，この条例を改正するものでございます。北文間小学校の児童が来年度以降，合流した場合においても，今現在，龍ケ崎西小学校２クラスでの運営となっておりますが，そのクラスはそのままでの運営となる見込みです。以上でございます。

糸賀委員長
　執行部からの説明は終わりましたが議案第５号について質疑等ございませんか。伊藤委員。

伊藤委員
　学校の方は交流してるんですけど学童保育の方ではどうなんでしょうか。必要あるのかないのかその辺のことも含めて。

糸賀委員長
　黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長
　特に学童保育ルーム間のということはまだ行っておりませんが近くなりましたら，利用の内容等々について，個別に利用者については交流を図れるようにしたいというふうに思っております。

糸賀委員長
　ほかにございませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　別にないようですので議案第５号について採決いたします。
　議案第５号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　続きまして，議案第６号，龍ケ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。荒井教育部長。

荒井教育部長
　それでは議案第６号龍ケ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。これは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準，厚生労働省令でございます。この基準が本年２月３日に改正されまして，保育ルームに配置されます放課後児童支援員の要件の一部が改められました。具体には同基準の第10条，職員の規定の第３項，これは支援員の要件です。第４号におきまして学校教育法で定められております義務教育学校の共有となる資格を有する者が追加されたことから，この条例においても同様の改正を行おうとするものでございます。以上です。

糸賀委員長
　執行部から説明が終わりましたが質疑等ございませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　ないようですので採決いたします。
　議案第６号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　続きまして，議案第７号，龍ケ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長
　議案第７号龍ケ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書の11ページ，新旧対照表の６ページであります。まず，今回の一部改正点でございますけれども建築基準法施行令の改正に伴う設備の基準の改正，もう１点が保育士配置要件の弾力化でございます。内容をご説明いたします。まず，新旧対照表の６ページご覧いただきますと第28条第７号イの表がございます。そして７ページには第43条第８号のイの表がございます。第28条については小規模保育事業所Ａ型。そして43条については保育所型事業所内保育事業所の設備の基準でございます。内容としましては４階以上の階の避難用の屋内階段の付室についての構造についてでございます。現行におきましては付室は外気に向かって開くことができる窓，もしくは排煙設備を有することと規定しておりますが，改正後は階段室，または付室が通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの，または国土交通大臣の認定を受けたものであることを条件に付室の構造に係る従前の規定を改めるものでございます。
　次に２点目でございます。新旧対照表の８ページをお願いいたします。職員配置に係る特例といたしまして，当分の間の措置として付則に保育士，配置要件の弾力化にかかる４項を加えるものでございます。第６項でございます。現行の保育室につきましては乳幼児の数に応じた必要保育指数に１を加えた数以上となっております。例えてみますと乳児ですと３人に１人，１歳，２歳児は６人に１人といった必要保育指数があるんですが，これにプラス１をするというのが現行でございます。これを必要保育士の合計が１人のときは１人以上，このように緩和をすることができるものでございます。ただし，その場合は保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認めたものを置かなければならない，こうい

った規定でございます。
　次に第７項でございます。保育士の数の算定について幼稚園教諭，小学校教諭，養護教諭の有資格者を保育士とみなすことができるとするものでございます。第８項でございます。１日８時間を超えて開所する場合において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは，開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて，得た数の範囲において，第６項に規定する市長が認めたものを保育士とみなすことができるとするものでございます。
　第９項でございます。第７項，第８項を適用した場合，保育士とみなすものの数と有資格保育士の数の比率におきまして，どの時間体においても有資格保育士の数が３分の２以上とすることとする規定でございます。
　議案書の12ページの方に移っていただきまして付則でございます。この条例につきましては公布の日から施行する。以上です。

糸賀委員長
　執行部から説明終わりましたが質疑等はありませんか。伊藤委員。

伊藤委員
　建築基準法のところについて煙が入らないっていうことでは，そういうふうに改定してもいいのかなと思いますけれども，保育士の配置については保育士が足りないからっていうことなんでしょうけれども，私は保育する上での条件が悪化したんではないかなっていうふうに思います。それで，もしその保育士の人員不足をっていうんだったら，むしろもっとその保育士さんの報酬を引き上げること早くやるべきじゃないかなっていうふうに思いますし，何で保育士が必要かっていうことは保育士はそれなりの専門性がある仕事なわけですから，そういう専門性の仕事が子どもを育てるっていう仕事が本当に小学校の先生とかで置きかえることができるのかっていうところには私はそんなふうに思っていませんので，この議案について反対いたします。

糸賀委員長
　ただいま反対のご意見がありましたが賛成の方のご意見はございませんか。杉野委員。

杉野委員
　賛成とかっていう話ではなくて，これを変えることによって，本当に小学校の教諭が保育士の役割をできるのか，その辺のことについてはどう考えますか。

糸賀委員長
　服部こども課長。

服部こども課長
　現状におきましては家庭的保育事業は市の方で認可するわけなんですけど，現状では認可した施設はございません。今ご質問のあった点なんですけども，全国的に待機児童解消していこうという事による保育士の人員の緩和ということでございます。そのかわるものとして幼稚園教諭，そういう方でもいいですよというふうになっております。それについての影響というような話だと思うんですが市内において事例がないというのがまず１点ございます。ですから，先進の事例ではそういう取り組みを行っているところもございますので他市の状況，こういうのも十分注視していく必要があるんだろうなというふうには考えております。以上でございます。

糸賀委員長
　杉野委員。

杉野委員
よく注視しながら対応していただきたいと要望します。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　別にないようですので採決いたします。
　議案第７号，本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長
　賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　続きまして，議案第８号龍ケ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長
　議案第８号，龍ケ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の条例の改正点でございますけれども，１点目が県の条例改正に伴いまして，妊産婦及び小児マル福の所得制限の拡大，これは本年10月１日からです。もう１点が小児マル福対象枠の高校生までの拡大，これは来年の４月からです。市の単独事業で行います。その他に法令の改正に伴いまして，条文の改正をするという３点が主な改正点でございます。
　新旧対照表の９ページをお開きいただきたいと思います。第１条でございます。第１条に小児の後に高校生相当の児童というものを追加するものでございます。第２条第３号でございますが高校生相当の児童について定義を規定し，追加するものでございます。
　次に第４号（４）でございますが，第５号（５）の別表第２が削除されることに伴いまして別表第１という表記を別表と表記を変えるものでございます。
　（５）第５号でございますが，これまで配偶者のいない男子につきましてその種別を条例で規定しております。これについては10ページ，11ページにかけて規定しているものなんですけれども，母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正をされまして，同法令で配偶者のいない男子について別表第２の内容が規定されております。そのため条例の別表第２を削除し，法令の規定を引用するものでございます。
　次に第５条第１項第１号でございます。妊産婦マル福の支給制限を規定しております。
　新旧対照表の10ページをご覧いただきたいと思います。県条例の改正に伴いまして，これまで妊産婦マル福の所得制限基準額については平成７年改正前の児童手当特例給付の額でございました。旧の方でございます。具体の数字といたしましては所得額が393万円。そして１人につき30万円の加算でございました。これが改正されまして平成24年度からの児童手当の額，額的には所得額が622万円。そして扶養人数１人につき38万円の加算，このように改正をされたことに伴う条例の改正でございます。なお，この限度額につきましては小児マルフクの県補助分も同額となっております。
　次に議案書の13ページに戻っていただきまして付則でございます。（１）第１号につき

ましては別表関連の文言の改正，これにつきましては公布の日から施行する。
　次のページご覧いただきまして（２）第２号でございますが，県補助の改正に係る規定につきましては平成28年10月１日から施行。（３）第３号におきまして高校生までの拡大に係る規定につきましては平成29年４月１日から施行するという不足でございます。
　なお，経過措置といたしまして第２項でございますが，この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉支給については従前の例による，こういった規定でございます。
　最後に改正による影響点について若干ご説明をいたします。10月から県制度改正に伴いまして対象者と経費についてでございますけれども，現在，市の単独の対象者については2,066人という状況でございますが，これの約８割，1,630人が県の補助対象に移行すると見込んでおりまして年間では約2,000万円，これが市単独分から県補助分に移行すると見込んでおります。また，市の単独事業でございます高校生相当の児童の追加することに伴いまして，対象者となる数は約2,000人と見込んでいるところでございます。以上でございます。

糸賀委員長
　執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　ないようですので採決いたします。
　議案第８号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　続きまして，議案第18号，平成28年度龍ケ崎市一般会計補正予算第２号の所管事項について執行部から説明願います。荒井教育部長。

荒井教育部長
　それでは議案第18号，平成28年度龍ケ崎市一般会計補正予算第２号の説明をさせていただきます。５ページ，６ページをお開きください。まずはじめに第３表，債務負担行為の補正でございます。教育委員会関係では追加の部分の２つ目，３つ目です。龍ケ崎西小学校スクールバス運行業務委託契約，中央図書館情報管理システムデータ抽出業務委託契約です。
　まず，龍ケ崎西小学校スクールバス運行業務委託契約でございますが北文間小学校と龍ケ崎西小学校の統合が平成29年４月１日に予定されており，北文間小児童の通学手段としてスクールバスを予定していることから，その準備経費，運行経費を計上させていただいたものでございます。
　続きまして，中央図書館情報管理システムデータ抽出業務委託契約でございます。これは現在の中央図書館情報管理システムの契約が平成29年７月19日に終了することから，システムの再構築に向けまして，現在の契約相手方が管理している図書や利用者，統計情報などのデータ抽出業務に要する経費を計上したものでございます。
　続きまして，６ページの第４表地方債の補正でございます。下から２つ目の体育施設整備事業が教育委員会の所管でございます。３億3,580万円から３億6,300万円に2,720万円増額となっております。これは歳出の総合運動公園リニューアル事業分として340万円の増。また，同じく総合運動公園等管理運営費分として2,380万円の増，合わせて2,720万円

の増となってます。まず，総合運動公園リニューアル事業分でございますが，歳出の方でも説明をさせていただきますが事業費の確定，そして起債の充当率が75％から90％に変更となったことによるものでございます。そして総合運動公園等管理運営費分につきましては歳出の32ページにございます城南スポーツ公園テニスコート改修工事費3,115万8,000円の充当率75％にあたる2,336万8,000円と事務費43万2000円がその内訳となってございます。

龍崎健康福祉部長
　続きまして，歳入の方に入りたいと思います。９ページ，10ページをお願いいたします。まず，３段目国庫補助金で国庫支出金国庫負担金でございます。児童扶養手当給付費につきましては本年８月から法改正がございまして手当の増額がございました。それに伴う増額でございます。補助率３分の１でございます。
　次に障がい児施設給付費，これにつきましては給付費の増に伴うものでございます。補助率２分の１でございます。
　次に国庫補助金でございます。４番保育対策総合支援事業でございます。これにつきましては子ども子育て支援事業の中の業務効率化推進事業に係る補助でございます。内容は後ほどご説明いたします。
　次に地方創生加速化交付金につきましては２次募集分の採択を受けた部分でございます。駅前こどもステーション管理運営費に係るものでございます。
　続きまして，県支出金でございます。障がい児施設給付費，これにつきましては国２分の１に対し県４分の１の補助でございます。
　次のページをお願いいたします。雑入でございます。駅前こどもステーションの電話使用料につきましては委託業者の方からの歳入でございます。同額を市から電話使用料を支払うという形になっております。

荒井教育部長
　続きまして市債，教育費債でございます。保健体育債の保健施設整備事業債2,720万円につきましては先ほど説明をさせていただきました地方債の補正の内容と同様でございますので省略をさせていただきます。

龍崎健康福祉部長
　続きまして，歳出でございます。17，18ページをお願いいたします。はじめに職員給与費が出てきますが，これにつきましては職員の異動等に伴う職員給与費の増減調整分でございます。それ以外の部分についてご説明をいたします。
　9300番の国民健康保険事業特別会計繰出金，これにつきましても特別会計の人件費の部分でございます。
　次に総合福祉センター管理運営費でございます。委託料，工事請負費，これにつきましては空調機が老朽化に伴いまして，これの更新をするということで設計及び工事を計上しております。
　次に障がい者福祉事業，そしてその下の障がい者地域生活支援事業，これにつきましては双方とも嘱託職員等の賃金，通勤手当等の補正でございます。
　下にいきまして介護保険事業特別会計繰出金に及び後期高齢者医療事業特別会計繰出金，これにつきましても人件費の増減によるものでございます。
　次のページをお願いいたします。19，20ページの医療福祉事業単独分でございます。これにつきましては来年４月から高校生までのマル福拡大に対しましての準備経費となるものでございます。賃金につきましては臨時職員の給与分，そして受給者証の印刷，郵送料等を見込んでおります。委託料につきましてはシステムの修正でございます。
　次に児童福祉費事務費でございます。まず需用費でございます。これにつきましては子

育て環境日本一の啓発物品等を購入したいと考えております。次に貸付金，保育士等修学資金貸付金につきましては当初10名の募集を予定しておりましたが，12名の募集があり，12名の方全てすばらしい方であったということで２名分につきましても今回補正をさせていただいて資金の貸付けの対象にするものでございます。

次に児童扶養手当支給事業でございます。これにつきましては本年８月から法改正がございまして手当が増額されております。第２子につきましては今まで月額5,000円であったものが最大で１万円，第３子についてはこれまで月額3,000円だったものが最大で6000円になるという改正でございます。

次に障がい児施設給付事業でございます。扶助費，障がい児通所給付費につきましては主に放課後等デイサービス事業に係る増額でございます。事業所の増，また利用実績の増による増額でございます。

次に子ども子育て支援事業，業務効率化推進事業でございます。これにつきましては保育所等におけるＩＣＴ化の推進ということで保育業務支援システムの導入，もう一つがビデオカメラ設置，こういった事業に対する補助でございます。実施予定している園への補助でございます。

次に駅前こどもステーション管理運営費につきましては歳入で申し上げました電話使用料の支払い分でございます。

次のページをお願いいたします。成人保健事業でございます。報酬と旅費につきまして嘱託職員の雇用に関する増減でございます。委託料，健康管理システム修正，これにつきましては個人番号制度の運用項目に予防接種情報等の共通利用が追加されたことによる修正でございます。

次に保健センター管理運営費，委託料，新保健福祉施設建設工事基本設計でございます。これにつきましては当施設の事業が先送りとなったために全額を減額するものでございます。

荒井教育部長

続きまして29，30ページをお開きください。教育費，教育総務費，事務局費です。はじめに教育長給与費でございます。これは在職期間の関係で本年６月支給の期末手当と共済費が減額となったものでございます。

次の職員給与費，教育委員会事務局でございますが本年４月１日付け人事異動で職員の配置が確定したことに伴う給与等の人件費の調整でございます。

続きまして，新しい学校づくり審議会費でございます。報酬と旅費を計上してございますが，平成28年度において開催する会議の回数を４回から５回に１回増やしたものでございます。

続きまして，職員給与費，教育指導でございます。これは管理職手当の削減率が10％から５％になったことに伴う増でございます。

続きまして，副読本作成費，委託料でございます。これは４年ぶりの改定を行うものでございますが平成29年度から小学校３年生，４年生が使用する社会科の副読本を作成するための委託料でございます。部数は3,000部でございます。

続きまして，職員給与費，教育センターにつきましては人件費でございます。１人分でございます。

続きまして，職員給与費，小学校でございますが小学校用務主12人の人件費でございます。

続きまして，小学校管理費の報酬でございます。小学校の用務嘱託員を本年４月１日付けで１人増としております。３人から４人に１人増ということで配置したことにより計上したものでございます。

続きまして，職員給与費，小学校施設整備費でございます。これは教育総務課で小学校の施設を担当する職員１人の勤勉手当と共済費の人件費でございます。

続きまして，職員給与費，中学校でございます。これは中学校の用務主５人の人件費でございます。本年４月１日付けで再任用職員２人分の給与等を計上しております。

次のページです。32ページ職員給与費，中学校施設整備でございます。教育総務課で中学校施設を担当しております職員１人の人件費です。

続きまして，社会教育費になります。社会教育総務費の職員給与費，社会教育総務でございます。生涯学習課の職員９人の人件費でございます。

次の子育て学習事業でございます。これは中学校入学説明会の時に開催することとした子育て触れ合いセミナー講師謝礼を計上したものでございます。

続きまして，文化財保護費です。これは八坂神社の欅の説明板が破損したため，その説明板作成のための委託料を計上したものでございます。

次の土曜日の教育活動支援事業でございます。大宮小学校で４年生以上の児童を対象に実施する放課後子ども教室の運営委託料を計上したものでございます。予定では来年，年明けまして１月から３月の間で全部で５回教室を開く予定でございます。

続きまして，図書館管理運営費でございます。需用費につきましては中央図書館２階ギャラリー排煙設備オペレーター２カ所の修繕を行うものでございます。委託料の１階トイレ改修工事実施設計ですが，これは１階にありますトイレ，今は和式でございますが，洋式トイレに改修するとともに，多目的トイレについても改修を行うものでございます。

南側駐車場整備工事実施設計につきましては南側の用地を中央図書館の駐車場として整備するため計上したものでございます。

続きまして，文化会館管理運営費でございます。不動産鑑定，補償調査につきましては文化会館駐車場を確保するため，駐車場北側の宅地と畑，合計３筆を業者に鑑定依頼をするものでございます。また，家屋の補償調査に係る経費についても計上したものでございます。

その下です。駐輪場等整備工事実施設計です。これは平成27年度に取得をしました駐輪場裏の用地を駐車場として整備するため，実施設計費を計上したものでございます。

次は保健体育費，保健体育総務費です。職員給与費，保健体育総務でございますが，これはスポーツ推進課６人の人件費でございます。

次に体育振興活動費でございます。報酬です。これは国際スポーツ大会，ラグビーワールドカップ，東京オリンピック・パラリンピックキャンプ等誘致アドバイザーの報酬でございます。

次の報償費でございます。これはスポーツ大会出場激励金の国際大会，全国大会の出場者が増えたということで30万円を増額計上させていただきました。旅費につきましては事前キャンプ等の招致活動のための旅費でございます。大使館の訪問等を見込んでおります。委託料につきましては東京オリンピック・パラリンピックの陸上競技の事前キャンプ招致活動のため，以前から交流がございますタイ王国に渡航し，活動するための委託料を計上したものでございます。

続きまして，体育施設費の総合運動公園等管理運営費です。工事請負費でございますが城南スポーツ公園テニスコート改修工事です。これは平成８年に全面改修を行っておりますがその後20年が経過し，人工芝の痛みが激しいため，このテニスコートを３面ありますが，その全面改修を行うものでございます。

その下です。たつのこスタジアムメインスタンド防水補修工事です。これはスタジアムのピッチング練習場の壁面コンクリートが割れ，亀裂から雨漏れがしているため，その補修を行うものでございます。

次のページをお開きください。総合運動公園リニューアル事業です。需要費につきましては野球の硬式ボールの購入費用でございます。委託料につきましてはたつのこフィールド照明塔建設工事の工事管理委託料の額が確定したことに伴う減でございます。工事請負費につきましては，たつのこフィールド照明塔建設工事の工事費の額が確定したことに伴う減でございます。備品購入費につきましてはバッティングゲージ２基と投球用ネット２

つを購入し，練習での利用者増を図るものでございます。
　次は学校給食費です。職員給与費，学校給食センターにつきましては学校給食センターの職員５名の人件費でございます。
　学校給食運営費の委託料でございます。これは新学校給食センターの建設予定地内にあります民有地を取得するための経費を計上したものでございます。不動産鑑定，補償調査につきましては建設予定地内にある民有地４筆1,486平米の鑑定とビニールハウス，立木等の補償調査を行う経費を計上したものでございます。地権者は４人です。
　仮称新学校給食センター建設用地交渉でございます。これは建設予定地内の先ほど申し上げた民有地の用地交渉を業務を外部に委託するものでございます。現在のところまちづくり文化財団に委託をする予定としております。以上でございます。

糸賀委員長
　執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。伊藤委員。

伊藤委員
　まず，22ページの保健センターの管理運営費が延期っていうことなんですけど，その後について，もう少し具体的に何か私たちはやっぱりあそこ狭いのわかってますし，それでいいのかなっていう思いがあるので，このまま２年ぐらい先になると言いますけれども，確かそんなお話があったと思うんですけども，具体的にどんな計画づくりがあるのかを聞きたいなっていうふうに思います。

糸賀委員長
　宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
　議会の一般質問の方でも部長の方から答弁させていただきましたが市保健福祉施設整備基本構想に基づいて，建設スケジュールを検討して市の事業として道の駅整備事業と給食センター建設事業の方を優先ということで，少し先送りという形になってしまいました。

伊藤委員
　少しがどれぐらいなのかなって確認したいんですけど，ずっと延びてしまってもすごく困ると思いますので確認をいたします。

糸賀委員長
　宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
　私どもは３年程度と聞いております。

糸賀委員長
　伊藤委員。

伊藤委員
　何かその３年先にできるっていうことではないですよね。当然，３年先から計画するということですよね。せっかくできるもの延ばしたんだからもうちょっと早くできないのかどうか検討をお願いしたいと思います。要望にしておきます。
　20ページの障がい児施設給付事業で放課後デイサービスっていうことだったんですけれども，今使っている子どもたちが増えるってことなんですけど，何人ぐらい増えるのかっ

ていうことをお伺いします。

糸賀委員長
　渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長
　利用児童数ということでございます。前年度で95人という利用実績でした。この補正を組むに当たりましての利用児童数は106人ということで11人ほど増えている現状です。全体で100人のうち10人程度ですので１割ぐらいは増えたというような現状でございます。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。油原委員。

油原委員
　22ページ，伊藤委員から質問があった保健センター管理運営費です。基本的には隣のテニスコートを買って，そこに建てるんだということでありました。人の土地ですから用地交渉とかそういうのは当然入っていたんだろうというふうに思いますけれども，その辺の状況はどうなんでしょうか。

糸賀委員長
　宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
　用地の方は市役所隣の日立建機のテニスコートを予定しておりまして，日立建機と交渉，金額と，その後の整地，そういうことについて行っているところでございます。

糸賀委員長
　油原委員。

油原委員
　建設計画は先送りということでありますけれども土地は確保するしかないんだろうと思います。その辺，引き続き用地については取得の方向で進めるかどうかお知らせください。

糸賀委員長
　宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
　用地の方は市役所本庁とも近いものですから，そこを確保したいと思いますのでここで先延ばしにすると他所の方に，民間の方に売買されている可能性も高いものですから交渉して取得していければと考えております。

糸賀委員長
　油原委員。

油原委員
　取得していければというか，取得するということでよろしいでしょうかね。この複合施設，本会議での質疑の答弁等で道の駅とか給食センター，そういう公共施設の計画がある中で財政上の踏まえて先送りをするんだということでありますけれども，新保健福祉施設

建設については基本設計の前に構想的なこともやっているわけですよね。ですから，中期事業計画の中で計画を立てて進めてきたんだろう。基本設計に入る寸前で先送りするなんていうのは計画性がないんですよ。だって中期事業計画の中に入っとるんでしょ。その中で財政サイドもお金を整理してるわけですから，特に保健センターあたりは近代的な設備と違って非常に需要も多いし，非常に手狭で利用しづらいというような状況になってきているんでね。逆に道の駅なんかより先にそういう施設をつくるべきだと私は思うんですよ。道の駅を否定するわけじゃない。そっちもやって欲しいですけれどもね。住民に直接影響あるのはこういう施設ですよ。それを先送りするというのは行政が判断をするんで，私たちがとやかくどうのこうのということでは言いませんけれども，当初からきちんと計画を立てて，中期事業計画なり，それを実施計画に乗せて，きちんと進めてなくて寸前で先送りだなんていうのは金がかかるからなんていう理由は通りませんよ。そこら辺はできるだけ早く，事務局に言ったってしようがないですから。でも，担当としてやっぱり早く整備をするしかないという思いなんだろうというふうに思いますので，できるだけ早く整備する方向でやっていくと。市全体が何を先にやっていくかっていうことが当市は少し狂ってますよ。何が先なのか，市民目線できちんと考えればこういう施設が先だということは必ず来るわけですから。まず，宮田課長さんにそういうこと言ってもあれですけれどもね。一つ，担当としてできるだけ早くできるようにご努力をいただきたいと思います。

続いてよろしいでしょうか。32ページです。図書館管理運営費と文化会館管理運営費，内容が同じなんで，駐車場両方とも駐車場の実施設計をしますよと両方合わせて400万弱ですけれども予定工事費についてお知らせをいただきたい。

糸賀委員長

黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長

これから実施設計については委託をするわけですから，詳細の工事費についてはこれからということになりますが，私どもとしては南側の駐車場整備工事図書館の方は大体1,200平米で舗装と街灯，排水設備等の距離数にも今後変更があるということとフェンスを回すか，回さないかについても詳細を検討するというようなこともございますが1,500万円から2,000万円ぐらいを想定しております。

駐輪場の後ろのところでございますけれども，このところにつきましても崖地が迫っておりますので排水設備の距離数，そういったものによって若干の変更はあるものの，街灯とかその辺の設備も含めまして1,500万程度から2,000万程度というところで想定をしているところでございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

何を聞きたいかというとこの実施設計の単価というか予算があって，基本的に適正かどうかということ。建築と違って，土木は難易度にありますけれども，一般的にはある程度公共下水道等の設計なんていいますと大体１割です。2000万の工事であれば200万です。大体そこに合ってるのかな。ただ，公共下水道とは難易度が違うんでやさしい設計ですね。従来ならこれ事務局で設計したもんですけれどもね。ですから若干高い。発注する時期にはできるだけ設計額というものを十分踏まえて発注していただきたいと思います。

もう一つ文化会館管理運営費で補償調査ですね。脇の空き家なんだろう。この補償調査というのは何の調査をするんでしょうか。一般的にこう建物調査ということですけれども，基本的には駐車場として整備するんでしょうから。現状の建物は壊すしかないわけですよ，

使うときには。ですから買う側としては解体費がかかるわけですから，私はゼロだろうというふうに思うんですね。ただ補償というのは今の家をそのまま建てたら再築として幾らかかるかという調査をするんだろうと思いますけれども交渉の中では壊しちゃう。利用するわけじゃないんで更地にするわけですから，そういう意味では交渉する段階では０じゃないかなというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

糸賀委員長
　黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長
　議員さんおっしゃるようなところも踏まえながら交渉にあたっていきたいというふうに思っております。あとは井戸等もございますので，そのほかもろもろ含めまして予算は計上させていただいたところでございます。

糸賀委員長
　油原委員。

油原委員
　すばらしい答弁ありがとうございました。34ページです。リニューアル事業の方ですが，さっき需用費で野球のボールを買うんだということですけれども何に使うんでしょうか。

糸賀委員長
　北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
　野球のボールにつきましては10月28日から11月11日まで中国の野球のナショナルチームがスタジアムで合宿を行います。その時に使用するために購入するものです。

糸賀委員長
　油原委員。

油原委員
　これからもオリンピックに向けて使ってもらうというようなことで，それなりに配慮していくということなんだろうというふうに思います。
　備品購入費です。さっきバッティングケージ等を買うということでありました。この必要性についてお伺いいたします。

糸賀委員長
　北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
　平成27年度のスタジアム利用件数147件のうち，試合での利用は69件，47％。練習での利用が78件で58％になっている状況でございます。バッティングゲージを購入することで練習するための環境を整え，多く利用をしていただいて利用率の向上につながればと思っております。

糸賀委員長
　油原委員。

油原委員
　基本的に方向転換をしたということ多く使っていただく場合，従来は試合にしか使わせなかった。でも，多くの人に使っていただこうということで練習でも使っていただこうということを一つの方向付けをしたということであれば大いに使ってもらうことが一番ですから，それは理解をいたしました。
　続いて学校給食運営費です。仮称新学校給食センター建設用地交渉，委託料です。まちづくり公社に委託をしていくということですけれども，基本的には用地交渉は担当課じゃないでしょうか。従来からいろんな事業を自分の所管事業でやっていくときには，自分たちで交渉している。決して難しい話じゃない。登記上の話とか相続の話とかとなれば，やっぱりそういうところで指導を受けながら，契約に向けて仕事を進めてきたわけですから，まちづくり公社135万ですね。用地交渉費として委託をするということは無駄なような気がするんですがどういうお考えでしょうか。

糸賀委員長
　大和田学校給食センター所長。

大和田学校給食センター所長
　お答えいたします。ご指摘の点ご最もだと解釈いたしております。ただ，おそれながらの給食センターの現状，職員は５名おります。管理職が３人，そのうち２人女性職員がいるんですが，これはもう退職年齢に達している。理由にはならないんですけども，かなり高齢化が進んでいるセクションだというふうにご理解いただきたいこと。それと教育総務課のようにそういう用地交渉，あるいは補償，それからそういった所掌事務が細かくないこと。先般，内部規定を変えましてセンター整備に関することということを追記はいたしましたけれども動き始めたばかりの事業でありますことから，それによる人材の追加，増加はいたされておりません。
　ただ，土地の用地交渉につきましては先行して行うものでありますので，当初の例えば所有者の方のあいさつであるとか，そういったものはすでに若干動き始めてもいいんじゃないかという話もございますので，職員で対応はいたそうかなというふうに考えてはおります。ただ，度重なる手続き等までは今の給食をつくり続ける用務を専攻するセクションであるというふうに解釈しておりますので，その分委託料をちょうだいいたしまして，フォローをいただくというような考えでございます。以上です。

糸賀委員長
　油原委員。

油原委員
　いろいろ事情はあるんだろうというふうに思いますけれども，従来からそういう自分の事業は自分でやっていくというスタンスだったんですね。ですから仕事も覚えたんですよ。ですから難しい仕事でもない。できれば，この135万あれば，また，給食センターの中のいろんなやりたいことをやれるんだろう。できれば自らやって欲しいなというふうに要望をして終わります。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。伊藤委員。

伊藤委員
　22ページの具体的なことお聞きしたいんですけども委託料の健康管理システム修正のマイナンバーの関係で予防接種のことについてシステム修正するっていうですけど，どんな

ふうに使われるか，情報が集約されるみたいな感じなんでしょうか。具体的にどんなふうな使われ方するのかお聞きします。

糸賀委員長
　宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
　こちらも質疑のときに部長から答弁させていただいたかと思うんですが，個人番号制度，マイナンバー制度の運用で予防接種関係で法定の予防接種する者が子どもたちとか何種類もあります。それの接種した種類とか接種の年月日，これの履歴情報ですね。例えば，今は龍ケ崎市だけで情報持ってるんですね。ところが，この方が例えば牛久市に転出したときには向こうでまた新たに入力するしかない。ところがこのマイナンバーであれば龍ケ崎市の情報を牛久の方でまた再入力しなくても，その情報をもらって向こうとして利用できるという形でそのほかの業務と同じように日本全国で共通して利用をしていこうと厚生労働省のほうで考えて，このマイナンバー制度の項目追加をいたしたところです。

糸賀委員
　伊藤委員。

伊藤委員
　わかりました。ただ，病気に関することっていうか予防接種のことなんですけれども，情報が全部わかってしまって，これが漏れないとは言いますけれどもその辺の不安を感じるところです。利用の仕方はわかりました。

糸賀委員
　後藤委員。

後藤委員
　２点お聞きいたします。20ページの13750駅前こどもステーション管理運営費なんですけども，電話の使用料ということでご説明をいただいたんですけども，12万6,000円ということで電話代としては多めなのかなとは感じたんですけども，実際，業務でどういった形でこの電話っていうのは使用されているんでしょうか。

糸賀委員長
　服部こども課長。

服部こども課長
　ご質問のあった点なんですが電話使用料につきましては固定電話，それから送迎の際に使う，そういうこともございますので携帯電話。こちらの双方の使用をしているところでございます。こちらにつきましては本当は当初から予算化すべきものであったんですが，仕様書の中で委託業者が負担するということがうたってありまして，市の方で歳入組むのを忘れまして。それで今回補正をさせていただいて，同額の歳入を合わせて計上させていただいた。このような状況でございます。

糸賀委員長
　後藤委員。

後藤委員
　わかりました。そういった形で携帯電話を使われているということなんですけども，これはこれだけの金額になってしまうっていうのは固定電話から携帯にかけている通話料が高くなってしまうと思うんでこどもステーション側の連絡にも固定でもじゃなくて携帯電話を使えばいいんじゃないかなって思ってしまうんですけども，その辺って固定電話じゃないといけない理由っていうのはありますかね。要するに今通話定額じゃないですか。だから，固定電話を携帯電話に置きかえればこんなに通話料かからないようなっていう単純な質問なんですけどもいかがでしょう。

糸賀委員長
　服部こども課長。

服部こども課長
　ちなみに固定電話につきましては月当たり１万1,000円実績でかかっております。携帯電話につきましては7,000円というような状況になっております。それの７カ月分ということなんですが，議員さんから提案があったようなことを含めて今後検討する必要があるのかなというふうに思っております。

糸賀委員長
　後藤委員。

後藤委員
　よろしくお願いします。単純に計算でいうと１万8,000円かかってて，要するに今の大手３社の契約であれば，いわゆるからガラ携ですよね。ネットできないやつであれば1,700円で何時間でも無制限。月3400円，１万4000円ぐらいになって，年額でいうと６万8000円ぐらいは安くなる。電話代でこんなにかかるのかなと思ったのでお聞きしました。検討いただければなと思います。
　続いて，32ページの31600番のテニスコート改修についてお伺いしたいんですけども，本会議の質疑などで平成８年に全面改修をされた，もう20年経っているのでさすがにもうだましだましやってこられたと思うんですけども改修するということなんですけども，これは城南スポーツ公園自体が一体いつ作られて，これまでに何回改修というのが行われた。平成８年を入れると２回目の全面改修ということでしょうか。

糸賀委員長
　北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
　城南スポーツ公園がいつから使われてるかっていうのは今手元に資料がなくて，わからないんですけれども，記録して残ってる全面改修工事につきましては平成８年度に行われて以来，これまで20年が経ってるということでございます。その前はテニスコートは２面あって，昭和のころから多分使われていたんではないかと思います。

糸賀委員長
　後藤委員。

後藤委員
　わかりました。平成８年の前にも大分使われてそれで８年の時にも全面改修をされたということなんだと思うんですけども，これ今回オムニコート，人工芝ということになった

んですけども，オムニコートにした理由，僕テニスをやらないんであんまりわからないんですけども，ハードコート，クレーコート，現実的じゃないですけど天然芝，そういった種類がある中でオムニコートとされた理由を教えてください。

糸賀委員長
　北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
　現在使われているテニスコートが通称オムニコートっていう砂入り人工芝のコートですので，それで中学生のテニスの大会などで使われているのもあって，砂入りの人工芝の方が何かソフトテニス，軟式の場合にはやりやすいっていうような話は伺っております。

糸賀委員長
　後藤委員。

後藤委員
　お聞きしたところだとハードコートやクレーコートだと半額もしくはそれ以下っていうことで年間の維持費が高くなったりするみたいなんですけども，そういったところであったのでお聞きしたんですけども，最後に１点だけ若柴公園で数年前テニスコートの改修があったと思うんですけど，そちらもオムニコートだったと思うんですけども，その際の改修費用が幾らだったかわかれば教えていただけますか。

糸賀委員長
　北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
　若柴公園の改修工事の時にはおおむね3000万円，大体オムニコート１面1,000万ていうようなことで伺っております。

糸賀委員長
　ほかにございませんか。札野委員。

札野委員
　確認ですけど後藤委員から質問があった城南スポーツ公園なんですけれど，これは試合で使われているんですか。

糸賀委員長
　北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
　普段は市民の方が使われてるんですけれども中学校の総合体育大会の時には城南中学校のテニスコートと近くにある城南スポーツ公園のテニスコートを使って，試合などが開催される場合もあります。

糸賀委員長
　札野委員。

札野委員
　わかりました，ありがとうございます。それからたつのこスタジアムとアリーナ含めて，この工事で充実していくということなんですけれども，近隣住民の方からこのスポーツ大会等をやってるときのクレーム，そういったのはありますでしょうか。

糸賀委員長
　北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
　スタジアムで試合の応援等で楽器を使った場合には音がうるさいとかっていうようなクレームがある場合がございます。その他のフィールドでサッカーの試合で太鼓の音，そういうものに関しても問い合わせというか苦情的なものも数件はございます。

糸賀委員長
　札野委員。

札野委員
　音に関しては何とも対処しようがないんでしょうけれども，私の耳に入ったのが野球場のところが地域の住民と隣接してまして，ボールが飛んでくるらしいんですよ。それに対してだけは考えてもらえないかというふうな要望もありましたので，施設設備を充実して，来場客も応援する人も増えてきて，ますます活気づいてくると思いますので近隣に対して少し気遣いの部分も考えていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。以上です。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。大野委員。

大野委員
　５ページの第３表債務負担行為の補正，龍ケ崎西小学校のスクールバス運行業務委託契約なんですが契約の内容をわかる範囲でひとつお願いしたい。

糸賀委員長
　足立教育総務課長。

足立教育総務課長
　まず，対象者が統合によりまして北文間小学校から西小学校へ通う人数が55名おります。そのうち53名が使うというアンケート調査，また，会議の中で把握しております。そして行きが２便予定しております。帰りも２便，２方向に分かれて運行するような計画をしております。

糸賀委員長
　大野委員。

大野委員
　わかりました。先ほどのスクールバスの件ではわからなかったもんで，この業務内容が契約の内容がわかるかなと思ったもんでお聞きしました。
　これは質問じゃないですが20ページの児童福祉事務費の貸付金保育士の修学資金の貸付金が10人の予定であったが12人，多かったもんで補正をするということで柔軟な対応をし

たというということで大変評価したいということでもって一言お話したいと思います。多い時ばかりでもなく，少なくなるときもあるかと思うんですが，ぜひ多くなるように，すばらしい施策として今後も推進していただきたいというふうに思います。
それから32ページの体育振興活動費なんですけれども，委託料，国際大会キャンプ等招致活動で44万が計上されておりますけれども，こういったキャンプ等の招致活動がどのようにして市民の体育振興活動につながるのかをご説明をお願いしたいと思います。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
オリンピック等に参加するチームを身近で見る機会が得られれば市民の方も刺激がされて，市民の体育の振興につながっていくのではないかと思います。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員
キャンプの招致を否定するわけじゃございません。しかし，体育振興活動費という項目に関しましては，決算委員会でもお話しましたとおり，ある意味当市ではスポーツ振興計画を作り，それを推進をして市民の体育スポーツを振興するものだと思いますよね。その中で決算委員会でもお話しましたとおり，これが減額されている。そしてまた，キャンプ地誘致活動としてで増えてますが，実際，直接のスポーツ体育振興活動にどのように役立っているのかっていうのは非常に疑問なわけなんです。ですから，こういうことをやると実際見ることが見る事したり触れたりする，そういうことで振興につながるだろうというふうなことが気持ちとしてはわかるんですけれども，じゃあ，例えば昨年の決算の中でキューバ，中国が実際合宿が実績としてありますけども，これを見た人たち，あるいは触れた人たちはどのぐらいいらっしゃるんですか。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
昨年度については交流の場を設けることができませんでした。今年につきましてはリオのオリンピックの前にキューバの柔道のチームが龍ケ崎で合宿を行った時に，スポーツ少年団の柔道チームと練習をアリーナで行ったんですけれども，柔道関係者，ご父兄の方とか大変良い機会を設けていただいたということで大変喜んでいた状況でございます。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員
答弁もわかります。わかりますが全市民の中の何人なんですかっていうことも言いたいと思います。このように指摘するのはこれから国体，あるいは東京のオリンピック・パラリンピックに向けて，４年間いろんな形でこういった形がくると思います。しかしながら，市民のこういった貴重な財源を使う以上はそういう感じだろうなだろうなの話ではなくて，きちっと成果を求めていただきたい，そういう意味で質問したわけですが，先ほど油原委員からもお話があったとおりリニューアル事業にボールがある，中国に使ってもらうため

に買うんですとなんでリニューアル事業にボールが出てくるのかな。そういう意味できちっとした効果を検証しつつ，何でもキャンプ地に来ればいいなというようなことでなくて，そういったところはきちっと考えていただきたい。
　さらにスポーツ推進課長あるいは教育長，それから教育部長には市民のスポーツ振興のために非常に少ない予算でございますので，倍額，３倍額とそういうことをやっていただきたい。これはこの間決算委員会の終わった後，市長にも話し聞きましたが，非常に少ない金額で自分としても驚いているという言葉をいただきました。そういう意味でぜひとも市民スポーツ向けにスポーツ振興計画に則って，ただの計画じゃなく実績を上げるようなスポーツ振興計画としていただきますように体育振興活動費はぜひとも考えていただきたいと思います。以上です。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。久米原委員。

久米原委員
　幾つか教えていただきたいんですけれども32ページの委託料01030400の土曜日の教育活動支援事業で放課後子ども教室運営，大宮小小４以上で行うということでこれはどういう内容ですか，教えてください。

糸賀委員長
　黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長
　土曜日の教育活動支援事業の事業費の中に入れておりますが，これまで実施しておりました土曜日ということではなくて，放課後ということなのでアフタースクールというような意味合いで考えております。平日の学校終了後にお子さんたち希望制ですけれども，宿題，補修まではいかないですけれども，自主学習をサポートするというような時間を設けさせていただければと思います。今年度については１校試験的に実施をさせていただいて，１月ぐらいから隔週で学校の都合の良い曜日に実施をして参りたいというふうに考えております。

糸賀委員長
　久米原委員。

久米原委員
　そうしますと教室を使うということでしょうか。

糸賀委員長
　黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長
　大宮小学校でいえば図書室，もしくは木造校舎の２階が視聴覚室になっておりますので，そういった教室をお借りできればというふうに考えております。

糸賀委員長
　久米原委員。

久米原委員
　すごくとてもいい企画だなと思いますので，ぜひいろんな学校でもできるようにやっていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。
　あともう一つ，01030900の図書館のトイレ改修。工期はどのくらいになりますか。

糸賀委員長
　黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長
　今年度実施設計をいたしまして来年度ということで考えております。本来は毎年７月上旬に図書の整理期間ということで考えておりましたが，現実的には難しいかなとは思いますので工期等々については今後図書館の運営に支障がないような形で，実施できるように調整を進めて参りたいというふうに考えております。

糸賀委員長
　久米原委員。

久米原委員
　ありがとうございます。確か指定管理になってから休みも休館日も減ってるし，多分その流れで市民の方も図書館利用を楽しみにされてる方もいると思いますので使えるときにトイレが使えないのも困ってしまうので，しっかり考えていただきながら決めていきたいいただきたいと思います。
　最後に何件か質疑もありましたが城南スポーツ公園のテニスコートの改修工事の工期も教えていただきたいんですか。

糸賀委員長
　北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
　工期につきましては年明け１月から３月くらいになるかなと今のところ考えております。

糸賀委員長
　久米原委員。

久米原委員
　先ほどいろいろお話もありましたが，うち息子がテニスをやってましたので結構ここ使ってたんですね。試合でももちろん使ってたし，テニスやる子って普段練習をやりたがる子たちもいるのでそういう期間とかを考えていただきながら実施していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。ありがとうございます。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。杉野委員。

杉野委員
　何点か。はじめに22ページの保健センター管理運営費です。詳細にご説明もいただきました。先ほど３年先になるのかなというようなご答弁もいただきました。３年ほどっていうことになれば先送りですよね。テニスコートの場所はもう決定っていう答弁ありましたよね。これは本当に決定なんですか。

糸賀委員長
　宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
　その方向で交渉の準備をしております。

糸賀委員長
　杉野委員。

杉野委員
　ありがとうございました。何を言いたいかと申し上げますと狭いんじゃないかなという話も出ました。この際思い切って，３つの施設が１カ所になるという話ですから，場所の選定も含めて考えられたらいいのかなと私は思っておりますので，その辺も含めてご検討いただければありがたいなと思います。
　続きます。32ページから34ページ，たつのこフィールドの照明塔建設工事，大幅に減額になってよかったなと思います。これに関して先ほど札野委員からもお話出ましたけど，騒音の問題なんですよね。もともとあそこの場所たつのこスタジアム，たつのこフィールドについては住宅地っていうことで計画されてきたところにできた施設です。アリーナの方は建物ですから音が出ないということで，先ほどのスタジアム，フィールド，特に鳴物がすごい音，野球場，プロ野球の球場なんかでもそういったものについては禁止してるところもありますよね。規制している。ですからそういう配慮も必要になってくるのかなと，それから利用効率を考えれば照明，相当高額な照明をつけたわけですから，夜間の使用がこれから増えるんだと思います。増えることは大変結構なんですが，その場合の光害というよりは騒音の配慮をお願いできれば，なぜこういうことを申し上げるかといいますと，たつのこステージというのがあります。結構多いイベント多いんですよね。土，日，祭日，スピーカーのボリュームも相当多い。ですから，近隣の方が大分権威あるお役所に怖いということで，声を出せないという方も大勢いらっしゃいます。私の耳にも入ってきますんで今後の検討課題ということでよろしくお願いしたいと思います。要望で私の件は終わりにします。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　別にないようですので採決いたします。
　議案第18号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長
　ご異議がありますので挙手採決といたします。
　議案第18号，本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長
　賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　続きまして，議案第19号，平成28年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第２号について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長
　議案第19号，平成28年度龍ケ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第２号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,747万8,000円を追加し，歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億7411万円とするものでございます。
　49ページ，50ページをお願いいたします。歳入につきましては繰入金で職員の異動等に伴い，職員給与費等の繰り入れを行っております。歳出の職員給与費と同額でございます。繰越金につきましては平成27年度の国庫支出金等の実績確定に伴う返還金分を計上しております。歳出と同額でございます。以上でございます。

糸賀委員長
　執行部からの説明終わりましたが質疑等はありませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　ないようですので採決いたします。
　議案第19号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　続きまして，議案第22号，平成28年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計補正予算第１号について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長
　議案第22号，平成28年度龍ケ崎市介護保険事業特別会計補正予算第１号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,241万9,000円を追加し，歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億7,591万9,000円とするものでございます。
　まず歳入でございます。81，82ページをお願いいたします。在宅医療介護連携事業の追加などに伴いまして，地域支援包括的支援・任意事業の国及び県支出金及び市の繰入金を増額をいたし，また，職員の異動等に伴い，職員給与費等繰入金を減額をしております。繰越金につきましては平成27年度の国庫支出金等の実績確定に伴う返還金分でございます。
　続きまして，次のページをお願いをいたします。歳出でございます。職員給与費につきましては先ほどと同じですので省略をさせていただきまして，3760番在宅医療介護連携事業につきましてご説明をいたします。在宅医療連携相談室運営につきましてご説明をいたします。当事業の実施には地域の医師会との連携協力が不可欠でございまして，医師会事務局が市役所附属棟へ移転したことを機に拠点となる相談室を設置するものでございます。事業の内容といたしましては関係他職種による在宅医療介護連携の推進，疾病予防介護予防の推進，認知症対策と市民が安心して在宅療養するための様々な相談支援調整等を実施してまいりたいと思っております。最後に国庫支出金等返還金につきましては平成27年度の返還分でございます。以上でございます。

糸賀委員長
　執行部からの説明終わりましたが質疑等ございませんか。伊藤委員。

伊藤委員
　何かすごく期待できる，そういったことができるのかなと思うんですけれども，実際に相談を受ける職員体制って何人ぐらいなんですか。あと自由に相談することができるのか，市民の方からその辺についてお伺いします。

糸賀委員長
　本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
　相談室なんですけども訪問看護ステーションに専属担当の職員，看護士が１名専属で配置するようになっております。それと私どものほうで考えておりますのは，この間も申し上げましたとおり，介護に関しては地域包括支援センターが中心となっていろんなところとネットワークを結んでおりますので，介護関係に関しては市民の皆様のお力になれるというふうに思っております。ただ，どうしても医療関係の方のつながりがいまいちでございますので，これからはこの相談室がいわゆる医療関係のネットワークの中心となって，相談室と地域包括支援センターが車の両輪となって在宅医療介護連携への龍ケ崎市の体制を作っていくというふうに考えております。

糸賀委員長
　伊藤委員。

伊藤委員
　市民にとって介護と医療っていうところでは今までなかなかつながってなかったところがつながるということでは非常にいいと思います。すごく期待できるんですけど，専属の人が１人っていうのが心細いんですけど，状況を見て増えるんでしょうか。

本谷高齢福祉課長
　これからでございますので徐々に高齢者が増えてきますんで，そのニーズは増えていくと思っております。ただ，あくまでも先ほど申し上げましたとおり，地域包括支援センターも一緒にその方の在宅のケア，医療面，それから介護面での両方での対応を支援していくということでおりますので，単に相談室の１名の方が対応するというわけではございませんのでご理解いただければと思います。

糸賀委員長
　ほかにありませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　別にないようですので採決いたします。
　議案第22号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　続きまして，議案第23号，平成28年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第１号について執行部から説明願います。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長
　議案第23号，平成28年度龍ケ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第１号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,403万5,000円を追加し，歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億613万5,000円とするものでございます。
　内容につきましては91，92ページでございます。歳入につきましては職員の異動に伴い，後期高齢者医療事務費等の繰入金を増額をいたしまして，歳出につきましては職員給与費の増額分を計上しております。以上です。

糸賀委員長
　執行部から説明が終わりましたが質疑等はありませんか。

【な　　し】

糸賀委員長
　ないようですので採決いたします。
　議案第23号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

糸賀委員長
　ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。
　以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。